

仙台市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

策定 平成 31 年 3 月 27 日

改正 令和 5 年 3 月 28 日

仙台市農業委員会

第 1 基本方針

本市は、広範な市街地の周辺に、東部は沿岸・平野地域が、西部は中山間地域が広がるなど、様々な立地条件を有しており、市の基幹作物である稲作を中心に野菜・花き、畜産など、多種多様な農業が展開されている。

しかしながら、本市の農業は、農業者の高齢化・担い手不足、鳥獣被害の拡大や農業所得の減少による農山村の活力低下など、厳しい状況が続いている。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大や国際情勢の著しい変化などに起因する農業生産資材等の高騰が、本市の農業経営に深刻な打撃を与えている。

これらの課題に対応しながら農地利用の最適化を進めるためには、地域によって異なる農地の状況や実態に応じた取組みと対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地域では、農地の小区画や不整形地、傾斜地など農業生産条件の不利性や有害鳥獣被害の拡大により、遊休農地の発生が懸念されている。そのため、農地パトロールでの遊休農地確認や所有者との話し合いの実施、多面的機能支払交付金や宮城県農地中間管理機構（以下「中間管理機構」という。）関連農地整備事業等を活用するなど、その発生防止、解消等に努めていく。

また、沿岸・平野地域では、大規模なほ場整備が実施されたこともあり、担い手への農地利用の集積・集約化が年々進んでいる。今後は、換地後に発生した組田について、農地中間管理事業及び利用権設定等促進事業を活用し、耕作しやすい環境を整えていく。

さらに、市内全域において農地中間管理事業の積極的な活用を促し、若者や女性農業者等の担い手の確保、6次産業化の事業推進など市の農業振興策とも連携した取組みを行っていく必要がある。加えて、家族経営や自家消費農業者等の継続的な農地の活用により、農地が適切に守られ、農村景観の維持などの多面的な役割が発揮できるよう、地域での積極的な話し合いを推進していく。

以上のような観点から、地域の特性を活かしながら、都市と調和した活力のある農業・農村を築き、ひいては日本の食料安全保障につなげるため、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、地域に根差した活動を通じて「遊休農地の発生防止・解消」、「担い手への農地利用の集積・集約化」及び「新規参入の促進」が一体的に進んでいくよう、本市の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和 10 年 4 月を目標とし、必要に応じて検証・見直しを行う。

単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知・令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)と整合性を取りながら取り組むこととする。

第2 目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

【既存遊休農地の解消】

遊休農地面積の解消目標は、狭小地や傾斜地であるなど、農地として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであるものを除いた「緑区分遊休農地」及び「黄区分遊休農地」を令和10年4月に全て解消するものとする。

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和4年4月)	5,790 ha	19.4 ha	0.34 %
中間年の目標 (令和8年4月)	5,590 ha	4.3 ha	0.08 %
目 標 (令和10年4月)	5,510 ha	3.9 ha	0.07 %

※現状の管内の農地面積(A)は、農林水産統計値とする。

※現状の遊休農地面積(19.4 ha)の内訳

- ┌ 緑区分 17.6 ha (うち、狭小地や傾斜地等で農地として利用することが著しく困難
 であることが形状又は性質から明らかなもの 3.9 ha)
- └ 黄区分 1.8 ha

【新規発生遊休農地の解消】

利用状況調査により新たに判明した緑区分の遊休農地については、その調査を実施した翌年度に全て解消する。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査の実施

農業委員と推進委員による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)を「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

② 利用意向調査の実施・結果の反映

- ・利用状況調査の結果を踏まえ、農地法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。農家の意向等を踏まえた利用意向調査の結果を受け、中間管理機構への協議及び貸付け手続きを行う。
- ・農地あっせん事業の利用等の意向があった場合は、農業者の意向等を踏まえつつ、あっせん成立までの期間、農地中間管理事業の利用へ誘導していく。また、小区画や不整形な農地等の場合においては、当分の間、農業者の意向を踏まえながら、推進委員による出し手と受け手のマッチングや所有者自らの耕作を促すなどの区域活動を行い、適切な手続きを支援していく。

③ 非農地判断等

利用状況調査により遊休農地（緑区分・黄区分）に区分された農地については、適切な管理を促すとともに、中間管理機構との協議を行いながら、関連農地整備事業の活用推進等を図っていく。

再生利用が困難な農地に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確にする。

④ 農地パトロール等による現場活動の実施

農地パトロール等の現場活動については、遊休農地や違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用を推進するため、推進委員が中心になり農業委員と連携しながら実施する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和4年4月)	5,790 ha	2,573 ha	44.44 %
中間年の目標 (令和8年4月)	5,590 ha	3,455 ha	61.81 %
目 標 (令和10年4月)	5,510 ha	3,854 ha	69.9 %

【参考】 総農家数、農業経営体数、認定農業者数

	総農家数	農業経営体数 (うち、団体経営体)	認定農業者数
現 状 (令和4年4月)	2,521 戸	1,641 経営体 (53 経営体)	240 経営体

※総農家数及び農業経営体数は、2020 農林業センサスの数値を使用。

※認定農業者数は、市農業振興課のデータを使用。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」(人・農地プラン)の策定に向けた取組み

農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を定めた「地域計画」(人・農地プラン)の策定に向け、「地域振興委員会」等により農業経営の意向を把握し、関係機関との協議の場で情報を共有するとともに、10年後に目指すべき農業を担う者ごとに利用する農用地等を定めた「目標地図」の素案の作成及びその実現に向けた活動を行う。

② 中間管理機構等との連携と取組み

農業委員会は、市農林部、中間管理機構、仙台農業協同組合等と連携し、(ア)中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等について情報の収集を図り、集落での話し合いなどを通じて農地の出し手と受け手の意向を踏まえた農地の集積を図り、農地中間管理事業の活用を促進する。中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、中間管理機構による簡易な基盤整備事業や関連農地整備事業等を活用すると同時に、集落営農の組織化・法人化や新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取組みを推進する。

③ 農地の利用調整や利用権設定等

地域内の農地利用や担い手の意向を踏まえ、農地の集約化のための利用調整や利用権設定等を推進する。

④ 女性農業者や新規就農者等の担い手確保

各地域における女性農業者や、新規就農者等の人材を掘り起こし、経営改善に向けた取組みを支援しながら、市農林部と連携し担い手を確保していく。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」とおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（法人含む。） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和4年4月）	5人・法人／年 （2.5 ha）
中間年の目標 （令和8年4月）	6人・法人／年 （3.0 ha）
目 標 （令和10年4月）	6人・法人／年 （3.0 ha）

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携

市農林部、宮城県仙台農業改良普及センター、仙台農業協同組合、（一社）宮城県農業会議及び中間管理機構等と連携し、参入希望者（法人を含む。）を把握するとともに、毎月、市農林部が開催する新規就農相談会に農業委員及び農地利用最適化推進委員等が参画し、農地制度に関する情報提供を行い、必要に応じて、農地の賃貸に結び付け、新規参入の促進を図る。

② 企業参入の推進

担い手が十分でない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、中間管理機構を活用するなど、農地利用の最適化を推進するため、企業参入の推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、就農後も、技術支援、営農につながる地域活動への参画等、経営安定・規模拡大等への支援を行っていく。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

仙台市が作成する「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、仙台市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力